

給付型奨学金申込書

新潟県教育委員会 様

私は、県給付型奨学金の交付を受けるにあたり、案内に記載の内容を確認し、裏面記載事項について同意の上、本申込書を提出します。

私は、奨学金の交付を受けている間、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振が著しい場合や性行不良が認められた場合においては、奨学金の交付が停止又は廃止され、成績不振や性行不良の程度によっては、前回の審査以降に交付された奨学金を返還しなければならないことを承知しています。また、適格性の審査は経済状況等についても行われ、家計基準を満たさなくなった場合は奨学金の交付が一定期間停止又は廃止される場合があることも承知しています。

平成 年 月 日

本人	フリガナ	性別	本人住所 〒	—
	氏名(姓) ④			
	平成 年 月 日生(満 歳)		電話番号	— —
			携帯電話番号	— —
	平成 年 月 () 立 ()		学校	卒業 ・ 卒業見込

家計状況	(該当する項目の□部にレを記入してください)	提出書類(該当する項目の□部にレを記入してください)
	☐ 住民税所得割非課税世帯	☐ 市町村民税所得割の金額が記載された証明書
	☐ 生活保護受給世帯	☐ 生活保護受給証明書
	☐ 家計急変世帯	☐ 家計急変状況申立書 ※高等学校等に確認の上、家計急変の状況を証する書類を添付してください。

自己推薦文	志望大学	大学 学部	学科	※申込時点の第一志望の大学・学部を記入してください。 志望校は変更しても差し支えありません。 実際の進学先が異なる場合であっても、進学先が大学であれば奨学金の交付対象となります。
	【進学したい理由、将来の夢などについて】			
				
				
	【教科以外の学校活動等の成果、高校生活をとおして努力したことなどについて】			
				
				

本人が未成年(20歳未満)の場合、以下も必ず記入してください

親権者又は未成年後見人	氏名(自署) ④	生年月日 昭和 ・ 平成 年 月 日	本人との続柄	
	住所		電話	自宅 — — 携帯 — —
	氏名(自署) ④	生年月日 昭和 ・ 平成 年 月 日	本人との続柄	
	住所		電話	自宅 — — 携帯 — —
※親権者(親権者とは民法で定める親権者のことで、両親がいる場合は2人とも)が、上記本人の奨学金申込に同意の上、自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。				

1 給付型奨学金の交付に係る事項

【給付型奨学金の交付期間】

- (1) 給付型奨学金の交付の始期は県教育委員会が採用を決定したときとし、交付の終期は給付奨学生（以下「奨学生」という。）の在学する学校の修業年限の終期とします。ただし、交付の始期は当該年度の4月までを限度として在籍する大学に入学した月まで遡ることができます。

【誓約書】

- (2) 給付奨学生採用候補者は、大学入学後、県教育委員会が定める期限までに親権者又は未成年後見人（本人が未成年者の場合）と連署、押印した誓約書を提出する必要があります。
- (3) 県教育委員会が定める期限までに誓約書を提出しない場合には、給付奨学生採用候補者としての資格を失います。

【給付型奨学金の交付】

- (4) 奨学金は、複数月をまとめて交付します。

【月額の変更】

- (5) 採用時、自宅外通学の給付月額を受けていた者が自宅通学に変わった場合は、速やかに「異動届」の提出が必要です。この届出を怠ると奨学金の交付が廃止されることがあります。また、自宅通学の給付月額を受けていた者が、自宅外通学に変わり給付月額の変更を届け出る場合、自宅外通学を証明する書類を提出する必要があります。

【奨学金交付中の手続等】

- (6) 奨学生は、県教育委員会あてに毎年度「奨学金給付継続申請書」を提出し、継続交付の適格認定を受けなければなりません（最終学年においては「奨学金給付継続申請書」を提出することなく、当年度の給付奨学生としての適格性について認定を受けなければなりません）。
- (7) 奨学生は、次の場合、速やかに県教育委員会に届出をしなければなりません。
- ア 休学、復学、転学、留学又は退学したとき。
 - イ 停学その他の処分を受けたとき。
 - ウ 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (8) 奨学生が死亡したとき、相続人は速やかに県教育委員会に届け出なければなりません。
- (9) 県教育委員会は、適格認定に基づき、奨学生としての適格性が認められると判断した場合、次年度の奨学金の交付が予定されているときはその継続を決定します。
- (10) 県教育委員会は、奨学生が次の事由に該当するものと認められるときは、奨学金の交付を休止、停止又は廃止します。また、奨学金の交付が廃止となった事由の内容、程度によっては、それまでに交付した奨学金のうち前回の適格認定以降交付した奨学金について返還を求めることがあります。
- ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
 - イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
 - ウ 学業成績が著しく不振又は性行が不良となったとき。
 - エ 県教育委員会が求める諸手続き（異動届等）を怠る等、奨学生として適当でないとき。
 - オ 申込時に高校在学学生等であった者については、家計支持者が住民税非課税でない状態が継続したとき、住民税課税額が一定額を超えたとき又はこれらに相当すると認められたとき。申込時に社会人経験者等であった者については、本人及び本人と生計を一にする者の収入金額又は所得金額の合計が、給与所得のみの場合は年間収入金額300万円、給与所得以外の所得を含む場合は年間所得金額200万円を超える状態が継続したとき。
 - カ 「奨学金給付継続申請書」を提出しなかったとき。
 - キ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- (11) 奨学金の申込時に記載すべき事項を、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたこと等により不正に奨学生となったことが判明したときは、交付済み奨学金の全額又は一部を指定された期日までに返還するものとします。
- (12) 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができます。
- (13) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり、願い出たときは、奨学金の交付を復活することがあります。
- (14) 奨学生本人と連絡がとれなくなった場合には、親権者若しくは未成年後見人又は本人と生計を一にする者に本人の連絡先情報を求めることがあります。

2 交付済み奨学金の返還に係る事項等

【奨学金の返還】

- (1) 適格認定等により奨学金の廃止及び奨学金の返還が決定した場合、奨学生は県教育委員会が通知するところにより、奨学金を返還しなければならないものとします。

【その他手続等】

- (2) 本人の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに所定の様式で県教育委員会に届け出なければなりません。また、県教育委員会が本人から最後に届出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。

3 給付型奨学金の申込みに係る事項

- (1) 申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合又は申込後辞退した場合には、この給付型奨学金申込書は無効となります。

なお、その場合、給付型奨学金申込書等は返却いたしません。学校又は県教育委員会が責任をもって廃棄いたします。

- (2) 市町村民税所得割の金額が記載された証明書等のほか、必要に応じて、収入や資産の状況を確認させていただく場合があります。